

標題

マレーシア籍船舶の消防設備に関する保守、点検及び試験について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0631
発行日 2005 年 6 月 14 日

各位

マレーシア籍船舶の消防設備の保守、点検及び試験については 2002 年(平成 14 年)8 月 1 日付 ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0472 にて特別要件をご連絡しておりますが、マレーシア政府より一部要件を改訂する旨通知がありましたので、以下の通りお知らせいたします。

今号の ClassNK テクニカル・インフォメーション発行をもちまして、先にお知らせいたしました ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0472 を絶版といたします。

1. 消火設備の定期的な点検及び保守(一般)

- (1) 全ての固定式消火装置、持運び式消火器及び呼吸具エアシリンダーは、承認された事業所或いは訓練された担当の上級士官/機関士による定期的な点検及び保守を毎年受ける必要がある。
- (2) 定期的な点検結果に基づき、検査員は特定の貯蔵容器に対して水圧試験を要求することが出来る。
- (3) 水圧試験は修理後にも行う。
- (4) 貯蔵容器内の CO₂ 逸失量が充填量の 10%を超えている場合は再充填を行う。ハロンにあってはこの許容量を 5%とする。

2. 固定式ガス消火装置

- (1) 内容物の重量確認は承認された事業所或いは訓練された担当の上級士官/機関士により 12 ヶ月ごとに必ず点検する。
- (2) 定期的な圧力容器の水圧試験は 10 年ごとに総数の 10%以上に対して行うか、或いは製造日から 20 年目に全て(100%)の容器に対して行う。
- (3) CO₂ 貯蔵容器の試験圧力は 25 N/mm² 以上とし、ハロン貯蔵容器は使用圧力の 1.5 倍以上とする。

3. 固定式泡消火装置

泡原液の分析は、承認された事業所或いは製造者の試験所において製造後から 3 年で、それ以降は毎年行う。ただし、SE 検査時に検査員が必要と認めた場合、臨時に泡原液の分析が要求されることがある。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

4. 持運び式消火器

- (1) 全ての持運び式消火器は以下の通り水圧試験を行う。
 - (i) 製造日を基準として 10 年ごと
 - (ii) 検査員或いは訓練された上級士官による外観検査において欠陥が認められたとき
- (2) 各消火器の試験圧力は以下の通りとする。
 - (i) CO₂ 消火器においては 25 N/mm² 以上で行う。
 - (ii) その他の消火器においては使用圧力の 1.5 倍以上で行う。但し、使用圧力が不明の場合には 2 N/mm² 以上にて行う。
- (3) 内容物の再充填は以下の通りに行う。
 - (i) 液体及び泡消火器は、承認された事業所或いは訓練された担当の上級士官/機関士により 12 ヶ月ごとに必ず再充填を行う。
 - (ii) 他の消火器は承認された事業所により 2 年ごとに点検及び再充填を行う。

5. 呼吸具用空気シリンダー

5 年ごとにシリンダーの水圧試験を行う。試験圧力は使用圧力の 1.5 倍以上とする。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp